

九州佐賀国際空港第1駐車場有料エリア管理規程

(通則)

第1条 九州佐賀国際空港第1駐車場有料エリア（以下「有料エリア」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 有料エリアの利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ有料エリアを利用するものとし、管理者が車両を預かり保管するものではないものとする。

(管理者)

第3条 有料エリアの管理は次の者が行う。

- (1) 管理者名称 佐賀県佐賀空港事務所 所長
- (2) 所在地 佐賀市川副町大字犬井道9476番地187

(管理運営業務の委託)

第4条 管理者は第15条を除き、有料エリアの管理運営業務を次の者に委託する。

- (1) 委託先名称 アマノマネジメントサービス株式会社 福岡支店
- (2) 所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号

(駐車料)

第5条 駐車料は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
入場から15分まで	無料
入場から15分を超え最初の24時間まで	1,000円
24時間経過後	1時間ごとに100円 24時間ごとの最大料金 1,000円

2 駐車料を算出するための駐車時間は、入場の際に自動車登録番号（以下、「ナンバープレート」という。）の認識をした時刻から精算時に料金精算機による支払い完了した時刻までの時間とする。これにより出場の際にナンバープレートを入場時の撮像データと突合せせ駐車料を精算したとみなす。また、「ナンバープレート」が認識できない場合における車両の料金の支払いに関しては場内掲出の精算方法等に従うものとする。なお、精算後、15分以内に出場しない場合、追加料金が発生する。

3 駐車料の支払いは、有料エリア内及び所定場所に設置された備え付けの精算機等により、精算するものとする。

(供用時間及び長期駐車の出出)

第6条 有料エリアの供用時間は24時間とする。ただし、車両の入出は5時00分～24時00分とする。やむを得ない事情により上記の入出場時間以外に出場する場合は、警備員に連絡し警備員の案内に従い出場するものとする。

2 利用者のうち、連続して30日を超える期間駐車を予定している者は、佐賀県佐賀空港条例施行規則（平成10年7佐賀県規則第44号）第8条第1号に規定する長期駐車予定届出書を佐賀空港事務所に届け出なければならない。

（営業休止等）

第7条 管理者は、次の場合には有料エリアの全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) その他管理者がやむを得ないと認める場合

（入場拒否）

第8条 管理者は、有料エリアが満車である場合は入場を停止するほか、駐車しようとする車両が次の各号に該当するときは駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 車両の大きさによる制限
 - ア 車両全長が5.0mを超える車両
 - イ 車両全幅が1.9mを超える車両
 - ウ 最高車両高が2.3mを超える車両。
 - エ 最高積載重量が2.0tを超える車両
- (2) 法令違反等による車両の制限
 - ア 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両
 - イ 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両
 - ウ 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両
 - エ 仮登録中である車両等の車体の特定が困難な車両
- (3) 他車への加害のおそれのある車両の制限
 - ア 付属装着物があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両
 - イ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれがある車両
 - ウ 危険物、有害汚染物質その他安全若しくは衛生を害するおそれがある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両
 - エ 荷台・後部・側面にサーフボード、ウィンドサーフィン関連、自転車等関連物の車外積載にて入場・出場の際ゲートと接触するおそれのある車両
 - オ 他車両との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車両
- (4) 二輪車・三輪車等の制限
自動二輪車、原付自転車、足踏み自転車、小型特殊自動車、サイドカー、三輪車、バギー、トライク、ミニカーなどと呼称される車両。

2 前項の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとする。

（入場及び駐車位置）

第9条 利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい入場し、駐車枠内に駐車しなければならない。

2 管理者は、有料エリアの管理上必要があるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(車両の通行)

第10条 利用者は、有料エリア内での車両通行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 場内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項・禁止事項)

第11条 前条に掲げるものの他、利用者は有料エリアにおいて、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、利用者自身のナンバープレート番号を確認のうえ、料金の精算を行うこと。
- (2) 15分を超えて有料エリアに進入の場合、必ず精算機において精算行為を行うこと。
- (3) 車両内に貴重品を残置しないこと。
- (4) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れるときは窓及びサンルーフを閉め、ドア及びトランクを施錠して盗難防止に努めること。
- (5) 区画された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- (6) 駐車中の車内に乳幼児を放置しないこと。
- (7) 駐車中の車両に動物を放置しないこと。
- (8) 喫煙及び火気を使用しないこと。
- (9) 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間・早朝の大きな話し声等、空港利用者の迷惑になる行為等をしないこと。
- (10) 有料エリア内で宿泊しないこと。
- (11) 有料エリア内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えないこと。
- (12) 有料エリアを清潔に使用し、ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等を捨てないこと。
- (13) 有料エリア内では、営業・演説・宣伝・募金・署名活動等の行為はしないこと。
- (14) 有料エリア内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(出場拒否)

第12条 管理者は、利用者が所定の駐車料を納付せずに出場しようとしたときは駐車した車両の出

場を拒否することが出来る。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、有料エリアにおいて事故が発生し又は発生する恐れがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(不正利用者に対する過料)

第14条 利用者が詐欺その他不正の行為により所定の駐車料の徴収を免れて出場したときは、佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）第21条の規定により、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(放置自動車)

第15条 管理者は、佐賀県佐賀空港条例第22条から第27条の規定に基づき放置自動車に関し必要な措置を講ずることができる。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第16条 管理者は、有料エリアに駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第17条 管理者は、次に定めるものの外、有料エリア内における車両又はその積載物の盗難、紛失又はき損、他の利用者若しくはその他の人の行為に起因して生じた被害、有料エリア内に存在する車両又はその積載物若しくは取付物に起因して生じた被害、その他有料エリア内で発生した管理者の責に帰さない事由に起因して生じた損害について、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第7条の規定による営業停止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置
- (6) 出場遅延等の損害
- (7) 利用者のナンバープレート誤認に基づく精算間違い
- (8) 第8条に規定する車両を駐車したことに伴う損害
- (9) 第10条の規定に違反して走行したことによる損害
- (10) 他の車両等に、入場又は出場を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により生じた損害
- (11) 利用者間のトラブルや第三者とのトラブルにより生じた損害
- (12) 管理者の責によらない事由による出場不能により生じた損害
- (13) 利用者の自己過失による損害

第18条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

(この規程に定めのない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。